

告 示

埼玉県告示第七百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）上尾小敷谷店舗計画

埼玉県上尾市大字小敷谷字原通八百九 一外十二筆

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

道路をはさんだ北東側敷地に（仮称）西上尾ショッピングセンターの建設計画があり、既にその計画概要書が埼玉県商業支援課宛に提出されています。（仮称）上尾小敷谷店舗計画の「地元説明会」で交通に関する事項の説明がありました。見込んだものとは感じられませんでした。（仮称）西上尾ショッピングセンターは、二一五〇台の駐車場を持つ大きな商業施設で、交通量が大きく変化すると考えられます。二一五〇台の駐車場へ向かう交通量を加算して交差点需要率を再計算していただき、円滑な交通処理が可能であるかお示し願います。

埼玉県の『大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドライン』また『上尾市商業の振興に関する基本条例』に基づき、まちづくりへの協力や上尾商工会議所・地域商店街へ加入をして、地域を構成する事業者の一員であることを自覚していただきたいと考えます。

二 縦覧期間

平成二十三年六月十日から平成二十三年七月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県中央地域振興センター